

## 公益通報者保護に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、学校法人大阪経済法律学園における公益通報（以下「通報」という。）に適切に対応するための必要な体制及び公益通報者の保護その他必要な事項について定める。

### (総括責任者)

第2条 本学園における公益通報者の保護に関する業務を総括するために総括責任者を置き、法人本部長をもって充てる。

### (公益通報対応業務従事者)

第3条 公益通報者保護法に規定する公益通報対応業務従事者（以下「対応従事者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法人本部長
- (2) 法人本部の職員
- (3) 庶務課の職員
- (4) その他総括責任者が指名する者

### (通報)

第4条 この規程における通報とは、本学園の業務若しくは組織又は理事、監事、評議員若しくは教職員について、公益通報者保護法第2条に定める通報対象事実が生じており、又はまさに生じようとしていることに関して、本学園が設置する通報窓口に対してなされる通報をいう。

### (通報者)

第5条 この規程において公益通報を行うことができる者（以下「通報者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学園の理事、監事、評議員及び教職員（名称の如何を問わず本学園と雇用関係を有する者を含む。）
- (2) 本学園の施設で勤務する派遣労働者及び業務委託先の労働者
- (3) 本学園が設置する大学に在籍する学生（大学院生を含む。）
- (4) 通報日の前1年以内において前各号のいずれかであった者

### (通報窓口)

第6条 公益通報を受け付ける通報窓口を法人本部に置く。

### (通報方法)

第7条 通報は、原則として氏名及び所属部署等（以下「氏名等」という。）を明示のうえ、電子メール、電話、FAX、手紙又は面談の方法によって行うことができる。なお、匿名により通報が行われた場合には、当該通報を信ずるに足りる相当の理由又は証拠等があると認められる場合に限り、通報窓口はこれを受け付けるものとする。

2 通報者は、虚偽の通報や個人的利益を図る目的、私怨又は誹謗中傷を目的とする通報、

その他誠実性を欠く通報（以下「不当通報」という。）を行ってはならない。

3 不当通報は、この規程に基づく通報には該当しないものとする。

（総括責任者への報告）

第8条 通報窓口において、通報を受けた担当者は、速やかにその旨を総括責任者に報告しなければならない。

（利益相反関係の排除）

第9条 通報の処理に関する業務に携わる者は、自らが関係する通報の対応業務に関与しないものとする。

（他の規程との関係）

第10条 法令違反行為のうち、学園の他の規程等にその対応が規定されているものは、当該規程に従って対応する。

（通報への対応）

第11条 総括責任者は、第8条の報告を受けた場合には、理事長へ報告するとともに当該通報を公益通報として受理するかどうかの判断をするものとする。

2 総括責任者は、公益通報として受理した場合には、事実関係の調査を実施する。

3 総括責任者は、公益通報として受理した場合にはその旨を、正当な理由があって不受理とした場合にはその理由を付して、速やかに通報者に通知しなければならない。

（調査委員会）

第12条 本学は、前条第2項による事実関係の調査を適正に行うため、調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員は、事案毎に、次の各号に掲げる者をもって構成する。

（1）総括責任者

（2）学長

（3）副学長又は学長補佐の中から理事長が指名する者

（4）事務局長

（5）庶務課長

（6）その他理事長が指名する者

3 委員長は、総括責任者をもって充て、委員会を招集しその議長となる。

4 委員長は、必要がある場合には、学外の専門家を含め、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 第2項の規定にかかわらず、通報者、調査対象者及び当該通報に関係する者は、委員となることができない。

（調査の実施）

第13条 調査委員会は、通報された事実について、書類調査、実地調査、事情の聴取その他適切な方法により調査を行う。

2 総括責任者は、調査対象部門の責任者又は調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。ただし、総括責任者は、調査対象部門又は調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないよう配慮しなければならない。

- 3 当該通報に関係する者は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、誠実に協力する義務を有し、虚偽説明又は偽装等を行うことなく事実を速やかに報告しなければならない。
- 4 対応従事者は、調査の実施のために必要と認める場合には、理事長の許可を得て、学内の関連する会議に出席し、その議事録を閲覧することができる。
- 5 対応従事者は、調査に当たって、調査対象者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害してはいけない。

(是正措置)

- 第14条 総括責任者は、調査の結果を速やかに理事長へ報告するものとする。
- 2 理事長は、前項の報告により、不正が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
  - 3 理事長は、前項の是正措置及び再発防止措置が十分に機能しているかを確認し、不十分と認める場合には、追加措置を講じなければならない。

(通知)

- 第15条 理事長は、通報者に対して、調査結果及び是正措置等について、当該事案に係る者の秘密、信用、名誉又はプライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知しなければならない。ただし、匿名による通報の場合及び通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(懲戒処分)

- 第16条 理事長は、法令違反行為の存在が明らかになった場合には、不正に関与した者に対し、就業規則及び懲戒委員会規程に基づき、懲戒処分に付す。

(守秘義務)

- 第17条 総括責任者、対応従事者その他通報対応業務に関与した者は、調査等の対応上、必要最小限の範囲での開示又は共有を行う場合を除き、通報者の氏名等その他個人が特定されうる情報、通報内容、調査等の内容その他業務上知ることのできた秘密を他に開示してはならない。退職後も同様とする。

(通報妨害・調査妨害の禁止)

- 第18条 本学園並びに本学園の理事、監事、評議員及び教職員は、次の各号に定めることを行ってはならない。
- (1) 通報内容に関する証拠の毀損、隠匿、改ざんその他調査等の妨げとなる行為
  - (2) 通報窓口に通報しようとすることを妨げる行為
  - (3) 通報者の特定を試みる行為

(守秘義務違反等への対応)

- 第19条 前二条に違反する行為が確認された場合には、理事長は、その行為を中止させなければならない。行為者が理事、監事、評議員及び教職員の場合には、就業規則及び懲戒委員会規程に基づき、懲戒処分の検討を行う。

(通報者に対する不利益取扱いの禁止)

- 第20条 本学園並びに本学園の理事、監事、評議員及び教職員は、通報者に対し、通報を

行ったことを理由として、解雇、労働者派遣契約の解除その他不利益な取扱い及び嫌がらせ（以下「不利益取扱い」という。）を行ってはならない。

- 2 不利益取扱いを受けている旨の連絡が通報者からあった場合には、総括責任者は、事実関係の調査を行い、理事長に報告する。
- 3 前項の調査の結果、通報者に対する不利益取扱いが確認された場合には、理事長は、その行為を中止させなければならない。行為者が理事、監事、評議員及び教職員の場合には、就業規則及び懲戒委員会規程に基づき、懲戒処分の検討を行う。

（関係法令の適用）

第 2 1 条 この規程に定めのない事項については、公益通報者保護法その他関係法令に定めるところによる。

（規程の改廃）

第 2 2 条 この規程の改廃は、理事会においてこれを行う。

附則

この規程は、2023年8月1日から施行する。